

仕 様 書

1 業務名

札幌市民ホール前庭の修繕業務

2 作業場所

札幌市中央区北1条西1丁目 札幌市民ホール 前庭

※別紙：修繕箇所図面を参照

3 概要

本業務は、札幌市民ホール前庭における樹木周辺の整備（木B：コンクリート囲い撤去・根の処理・整地・補修、木E：根の処理・整地・補修）およびベンチの修繕等（木A～E付近）を行うものである。

4 作業内容

(1) 木Bについて

- ・木Bの根元を囲んでいる既存のコンクリートブロック（2段）を、木の根を傷つけないようすべて撤去する。
- ・撤去したブロックの跡地、およびその周囲のアスファルト舗装の一部を撤去し、木を囲む範囲を外周4.5m×4.5mに拡大させる。
- ・木を囲む範囲を拡大する際に不要な根があるため、根の切断処理をする。根を切断する場合は、倒壊リスクのない範囲・太さを見極め最小限にとどめ、切り口には殺菌剤を塗布して保護すること。
- ・拡大後の4.5m×4.5mの外周内に収まるようにブロックを1段で囲んで配置すること。撤去したコンクリートブロックの2段目（上段）の12個（縦59cm×横19.5cm×高さ17cm）は再整備（清掃等）を行い再利用すること。囲むにあたりコンクリートブロックが不足する分は入札金額に含めること。
- ・再利用しないコンクリートブロックはすべて撤去し廃棄すること。
- ・ブロックで囲った枠内には土を補充すること。その際、土の表面高さはコンクリートブロックの上端から1cm下となるよう調整し、土があふれ出ないようにすること。

(2) 木Eについて

- ・周囲のアスファルトが盛り上がっている3箇所については、根の切断による解消を基本とする。ただし、開削時に碎石の撤去のみで地面がフラットになる場合は、根の切断を回避する選択肢も検討すること。
- ・根を切断する場合は、倒壊リスクのない範囲・太さを見極め最小限にとどめ、切り口には殺菌剤を塗布して保護すること。
- ・作業後は周囲のアスファルトを周囲とフラットになるように現状復帰、再整備すること。
- ・作業によってコンクリートブロックを一時的に移動させる必要があれば現状復帰、再整備すること。

(3) ベンチについて

- ・ベンチ図面の「黒色」の2基については撤去すること。新しいベンチの設置は不要。
- ・ベンチ図面の「緑色」の6基については撤去し、同じ場所に新しいベンチを取り付けること。
- ・ベンチ図面の「赤色」の2基については、ベンチの木の天板を色塗りすること。
- ・現在設置されているベンチは脚が地面に埋め込まれているが、撤去の際は脚も含めて撤去すること。
- ・新しく設置するベンチは（座面の長さ1800mm以上、座面の幅350mm以上500mm以下、座面の高さ400mm以上450mm以下とすること）
- ・新しく設置するベンチは「置き型」か「埋め込み型」かは問わないが、置き型の場合は風等で動かないよう、アンカー固定等の対策を行うこと。

5 履行期限及び履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

作業日・作業時間について委託者及び施設職員と協議のうえ決定すること。

なお、作業時間は8時30分～17時30分の間で調整すること。

6 提出物

業務完了後、次の書類を速やかに委託者へ提出すること。

- (1) 完了届
- (2) 作業報告書及び作業写真
- (3) その他委託者が必要と認めたもの

7 その他

- (1) 受託者は、作業にあたっては、関係法令を遵守するとともに、施設の利用者、通行人、周辺物及び施設の管理運営に支障を来すことのないよう十分な配慮を行うこと。また、利用者等に事故がないよう万全を期すこと。
- (2) 受託者は、業務を実施するにあたり、作業の実施時間帯及び作業工程について、委託者及び施設管理者と打ち合わせのうえ実施すること。
- (3) 受託者は、業務を実施するにあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (4) 再委託については原則禁止としているが、やむを得ず業務の一部を再委託する場合には、契約前に再委託に係る申出書（任意様式）及び登記事項証明書（写し可）を委託者へ提出し事前に委託者の承諾を受けること。
- (5) 作業の際は、必要に応じ養生を行い、作業終了後は現状復帰を行うこと。作業に伴い建物、備品に破損が生じた場合は速やかに委託者・施設管理者に報告すること。
- (6) 作業に必要な工具や機械機器類、その他軽微な消耗品については、受託者において用意すること。また、作業工程に合わせて、カラーコーンや安全柵を設置し、歩行者や施設利用者の安全に十分配慮すること。
- (7) 業務終了後、受託者は、切断した根や撤去したベンチ等、受託者が処分すべきものについて、関係法令に則り、適正に処理すること。
- (8) 作業に際し、札幌市公共建築物シックハウス対策指針に規定される揮発性有機化合物6物質（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン）を含む材料を使用しないこと。

- (9) 作業に必要な技術、資格等を持つ人員を配置すること。
- (10) 作業場所において、事故等が発生した場合は、速やかに委託者及び施設管理者に報告すること。また、受託者の不注意により発生した事故については、全て受託者が責任を負うこと。
- (11) 本業務で知り得た館内の情報については、みだりに口外することのないよう留意すること。
- (12) 見積に際して、作業場所の下見が必要な場合は、施設職員（下記連絡先）まで事前に連絡し、業務に支障のない日時を確認した上で下見を行うこと。
【連絡先】札幌市民ホール Tel：011-252-3700
- (13) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

8 担当課

札幌市教育委員会総務部生涯学習推進課 担当：佐藤

所在地：札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

電話：011-211-3871 FAX：011-211-3873